

南国市立図書館設置条例施行規則

令和 8 年 1 月 2 1 日

南国市教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南国市立図書館設置条例（令和 7 年南国市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 6 時までとする。ただし、教育委員会等（条例第 1 3 条に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 図書館の定期休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会等が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (4) 毎月末日（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その月の最終金曜日）

2 教育委員会等は、前項の定期休館日のほか、蔵書の点検を行うときその他必要があると認めるときは、臨時休館日を設けることができる。この場合においては、臨時に休館する旨を図書館の見やすい場所に掲示するとともに、広報紙への掲載その他の方法により周知しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第 4 条 条例第 7 条の教育委員会規則で定める申請書は指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とし、同条の教育委員会規則で定める書類は次のとおりとする。

- (1) 条例第 6 条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類
(申請資格)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものの申請の資格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法人その他の団体（以下この条において「団体」という。）であること。ただし、法人格の有無は問わないものとする。
- (2) 団体又はその代表者が次に規定するものに該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの

カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げたもの又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

ク 国税若しくは地方税又は南国市の徴収金を滞納しているもの

- (3) 図書館を管理するに当たり、資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(使用許可の申請)

第6条 条例第14条第1項の規定により図書館の集会室の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第2号）を教育委員会等に提出しなければならない

らない。

- 2 前項の申請書の受付期間は、使用を開始しようとする日の2箇月前の日が属する月の初日（当該月の初日が第3条第1項の定期休館日又は同条第2項の臨時休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から使用を開始しようとする日までとする。

（使用許可）

- 第7条 教育委員会等は、前条第1項の申請書を受理した場合は、使用の可否を決定し、使用を許可するときは使用許可書（様式第3号）を当該申請者に交付し、使用を許可しないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

（使用の許可の取消し又は変更）

- 第8条 使用者（条例第15条第1項に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、使用の許可を受けた事項を取り消し、又は変更しようとするときは、速やかに使用取消（変更）申請書（様式第4号）を教育委員会等に提出しなければならない。

- 2 教育委員会等は、前項の申請書を受理した場合は、使用の取消し又は変更の可否を決定し、取消し又は変更を許可するときは使用取消（変更）許可書（様式第5号）を当該申請者に交付し、取消し又は変更を許可しないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

（使用料の納付）

- 第9条 使用者は、第7条の規定による通知を受けたときは、条例第17条第1項に規定する使用料の全額（条例第18条第1項の規定による使用料の減免を受けた場合は、減免後の額）を教育委員会等が定める期日までに納付しなければならない。

（使用料の還付）

- 第10条 条例第17条第2項ただし書の教育委員会が特別の理由があると認めるとき及びそのときに還付する使用料の額は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、使用料の還付の可否を決定し、還付することを決定したときは使用料還付決定通知書（様式第7号）を当該申請者に交付し、還付しないことを決定したときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第 1 1 条 条例第 1 8 条第 2 項の教育委員会規則で定める使用料の減免の割合は、別表 2 に定めるとおりとする。

2 条例第 1 8 条第 1 項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 8 号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合は、使用料の減免の可否を決定し、使用料減免決定通知書（様式第 9 号）を当該申請者に交付するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 2 5 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第 2 項の規定による指定管理者の指定の手續並びに条例第 1 4 条の規定による使用の申請及び許可その他の行為は、この規則の施行前においてもこの規則の規定に基づき行うことができる。

別表 1（第 10 条関係）

区分	還付する額
(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなかった場合	100 分の 100 の額
(2) 公益上及び教育委員会の都合で教育委員会等が使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合	100 分の 100 の額
(3) 使用日の 7 日前までに、使用者が自己の都合で使用の許可の取り消しを申し出た場合	100 分の 50 の額

備考 算定された還付する使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

別表 2（第 11 条関係）

区分	減免の割合
(1) 図書館が主催する事業に使用する場合	100 分の 100
(2) 南国市が主催する事業に使用する場合	
(3) 南国市が主催する事業に使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
(4) 国又は他の地方公共団体が使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
(5) 個人又は団体が読書活動を推進する事業に使用する場合	
(6) 公共の利益に反しない場合であって、教育委員会が特に必要と認めるとき	
(7) 南国市に活動拠点を置く個人又は団体が図書館の設置の目的に合致する事業（第 5 号に該当する事業を除く。）に使用する場合	100 分の 50

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

南国市教育委員会 様

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

南国市立図書館の施設の指定管理者の指定を受けたいので、南国市立図書館設置条例第 7 条及び同条例施行規則第 4 条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名 称	印				
	代 表 者 の 職 ・ 氏 名	職 名		フリガナ		
				氏 名	印	
	主たる事務 所の所在地	(郵便番号 —)				
		電話番号		FAX番号		
	高知県内の 主たる事務 所の所在地	(郵便番号 —)				
		電話番号		FAX番号		

関係書類

- (1) 図書館の管理運営に関する事業計画書
- (2) 南国市立図書館設置条例第6条の業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が必要と認める書類

南国市立図書館 集会室 使用許可申請書

年 月 日

南国市教育委員会 様
(指定管理者)

申請者 住所
団体名又は氏名
代表者氏名
電話番号

南国市立図書館の集会室を使用したいので、南国市立図書館設置条例第 1 4 条第 1 項及び同条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
使用目的	
使用備品	
使用予定人数	
備考	

- (1) 使用に当たっては、南国市立図書館設置条例、同条例施行規則及び南国市立図書館利用規程の規定を遵守します。
- (2) 使用料の免除が認められる場合を除き、南国市立図書館設置条例で定められた使用料を指定された期日までに納付します。

教育委員会記入欄						
受付日		決裁欄	課長	課長補佐	館長	係
許可番号	第 号					
使用料（減免前）	円					
減免有無	有 ・ 無					

様式第3号（第7条関係）

南国市立図書館 集会室 使用許可書

許可番号第 号
年 月 日

様

南国市教育委員会
（公印省略）
（指定管理者）

次のとおり、南国市立図書館の集会室の使用を許可しますので、南国市立図書館設置条例施行規則第7条の規定により通知します。なお、使用に当たっては、南国市立図書館設置条例、同条例施行規則及び南国市立図書館利用規程の規定を遵守してください。

使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
使用目的	
使用備品	
使用予定人数	
使用料	1時間あたり使用料 × 使用時間 － 減免額 = 使用料
	円 × 時間 － 円 = 円
備考 (条件等)	

様式第 4 号（第 8 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用取消（変更）申請書

年 月 日

南国市教育委員会 様
（指定管理者）

申請者 住所
団体名又は氏名
代表者氏名
電話番号

南国市立図書館の集会室の使用許可を受けた事項を取り消したい（変更したい）ので、南国市立図書館設置条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	(許可年月日) 年 月 日 (許可番号) 第 号	
使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
変更の内容	変更前	変更後
取消（変更） の理由		

教育委員会記入欄						
受付日		決裁欄	課長	課長補佐	館長	係
許可番号	第 号					
使用料（減免前）	円					
減免有無	有 ・ 無					

様式第 5 号（第 8 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用取消（変更）許可書

許可番号第 号
年 月 日

様

南国市教育委員会
（公 印 省 略）
（指定管理者）

次のとおり、南国市立図書館の集会室の使用の取消し（変更）を許可しますので、南国市立図書館設置条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により通知します。

	変更前	変更後
使用日時		
使用目的		
使用備品		
使用予定人数		
その他		
備考 (条件等)		

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用料還付申請書

年 月 日

南国市教育委員会 様
(指定管理者)

申請者 住所
団体名又は氏名
代表者氏名
電話番号

南国市立図書館の集会室の使用許可を受け、その使用料を納付しましたが、使用しなくなりましたので、南国市立図書館設置条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり使用料の還付を申請します。

許可年月日 及び許可番号	(許可年月日) 年 月 日 (許可番号) 第 号
使用予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
納付済使用料	円 還付根拠
還付申請額	円 別表 1 ()
還付申請の理由	

別表 1（第 1 0 条関係）

区分	還付する額
(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなかった場合	100 分の 100 の額
(2) 公益上及び教育委員会の都合で教育委員会等が使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合	100 分の 100 の額
(3) 使用日の 7 日前までに、使用者が自己の都合で使用の許可の取消しを申し出た場合	100 分の 50 の額

備考 算定された還付する使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

教育委員会記入欄

受付日		決裁欄	課長	課長補佐	館長	係
還付可否	可 ・ 否					
還付割合	/					
還付額	円					

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用料還付決定通知書

年 月 日
様

南国市教育委員会
（公印省略）
（指定管理者）

南国市立図書館の集会室の使用料の還付について、次のとおり決定しましたので、南国市立図書館設置条例施行規則第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

許可年月日 及び許可番号	（許可年月日） 年 月 日 （許可番号）第 号
使用予定日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
納付済使用料	円
還付根拠	別表 1 （ ）
還付割合	/
還付額	円
備考	

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用料減免申請書

年 月 日

南国市教育委員会 様
(指定管理者)

申請者 住所
団体名又は氏名
代表者氏名
電話番号

南国市立図書館の集会室の使用料について、減免を受けたいので、南国市立図書館設置条例施行規則第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
減免の理由	区分（別表 2）	減免割合
	☐ （1）図書館が共催する事業に使用する場合	1 0 0 分の 1 0 0
	☐ （2）南国市が主催する事業に使用する場合	
	☐ （3）南国市が共催する事業に使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
	☐ （4）国又は他の地方公共団体が使用する場合であって、教育委員会が必要と認めるとき	
	☐ （5）個人又は団体が読書活動を推進する事業に使用する場合	
	☐ （6）公共の利益に反しない場合であって、教育委員会が特に必要と認めるとき	
	☐ （7）南国市に活動拠点を置く個人又は団体が図書館の設置の目的に合致する事業（第 5 号に該当する事業を除く。）に使用する場合	1 0 0 分の 5 0

教育委員会記入欄

受付日	
許可番号	第 号
減免可否	可 ・ 否
減免割合	/

決裁欄	課長	課長補佐	館長	係

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

南国市立図書館 集会室 使用料減免決定通知書

年 月 日

様

南国市教育委員会
（公印省略）
（指定管理者）

南国市立図書館の集会室の使用料の減免について、次のとおり決定しましたので、南国市立図書館設置条例施行規則第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

許可年月日 及び許可番号	（許可年月日） 年 月 日 （許可番号）第 号
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
減免の可否	可 ・ 否
減免根拠	別表 2 （ ）
減免割合	/
減免前使用料	円
減免額	円
減免後使用料	円